

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町14-1まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町84-1-18

みどり法律事務所(0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票00760-6-108539

普通預金 記号13340 番号06371031

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信PDF版/その他情報をアップロード!)

関電美浜3号差止仮処分 第1回審尋!

争点は「地震」と「避難計画」

福井県の住民ら(福井県7名、滋賀県1名、京都1名)が6月21日に、美浜3号機の運転差し止め仮処分の申立てを大阪地裁に行い、8月2日の進行協議を経て第1回審尋が10月4日に行われました。この報告集会(YouTube 配信)では、弁護団の井戸謙一弁護士と河合弘之弁護士が主として報告。12月1日に次回審尋期日が入り、1~2月で第3回審尋、3~4月の最終審尋後に5~6月で仮処分の決定が出されるのではないかと見通しが示されました。

また関電から出された答弁書の主張は、美浜3号機の安全を自分たちの論理で書いたもので、申立書に対する認否を全く行っていないことから、住民側弁護団は申立書に書かれている個々の主張に対して認否を明確にするよう関電側に求め、裁判長もその必要性を認めたとのこと。 「認否」とは、相手方の主張に対して、どの部分を認め、どの部分を否定するか、という態度のことで、否定した点が裁判において争点となります。

また河合弁護士によれば、今回、関電は「過酷事故が起こることは考えられない」と言い切っており、これは今年3月18日に出された水戸地裁判決を念頭においたものだと考えられるとのこと。つまり、水戸地裁判決では「実現可能な避難計画や防災体制が整えられているというにはほど遠い」として運転を認めませんでした。過酷事故が起こる可能性を認めてしまえば、避難計画の部分で、水戸地裁と同様の判決が出る可能性があるとなると関電は判断したのではないかとのことです。

なお関西電力の美浜3号機、高浜1、2号機の40年超原発の再稼働について、福井県の立地地元の議会・首長は昨年未から今年4月にかけて同意し、結局美浜3号機のみが6月23日に再稼働。10月25日以降は特重施設の期限の関係で停止する予定となっています。(編集子)

福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中のもの：2021年10月5日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。
 **福井近県の皆様には約2~3ヶ月に1回、葉書で裁判情報を提供していましたが、事情により、裁判情報は当面本誌のみの掲載とします。ご容赦ください。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪高裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日、2020年12月4日一審勝訴!
- ◇ 主な争点：基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつき」の考慮が焦点となっている。
- ◇ 経過：原告勝訴判決後、国は12月17日に控訴。2021年6月8日第1回控訴審で裁判所は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性について、②敷地内活断層について、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマについての説明の機会を持つことを提案。次回進行協議は10月8日。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012年11月29日
- ◇ 主な争点：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過：第31回口頭弁論は12月16日。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1~4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：大津地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力

- ◇ 提訴日：2013年12月24日
- ◇ 主な争点：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過：争点整理は終了。双方の主張はしばらく続く見通し。第31回口頭弁論は12月9日の予定。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国
- ◇ 提訴日：2016年4月14日
- ◇ 主な争点：新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非が争点。
- ◇ 経過：高浜1、2号機と美浜3号機について、別件で審理が進められている。2021年8月4日の口頭弁論(それぞれ第19回と17回)では、火山灰濃度の過小評価、ケーブルの劣化、中性子照射脆化などについて陳述。裁判長は参加人・関電に対して、破壊靱性遷移曲線を導き出す過程の説明を求めた。関電が、原子炉圧力容器の監視試験片データに基づいて曲線を描いたことをどのような形で提出してくるかに注目。次回期日は、11月15日及び2022年の2月4日。

■ 原発バックフィット・停止義務付け訴訟

- ◇ 係属裁判所：名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国
- ◇ 提訴日：2020年10月5日
- ◇ 主な争点：規制委が、関電の高浜発電所3号機及び4号機について、大山噴火の見直しに伴うバックフィット(設置変更許可に限らず、工事計画変更認可、保安規定変更認可及び使用前検査まで含んだ安全の確認)が終わるまで、使用停止を命じないのは炉規法43条の3の23第1項に違反するのでは!?
- ◇ 経過：9月22日に第3回口頭弁論。大山生竹噴火についてプレゼン。第4回口頭弁論は12月8日。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日:2012年6月26日
- ◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。
- ◇ 経過:9月13日の第34回口頭弁論では、元教師である冬瓜よしえさんが意見陳述。「10年経った今、この裁判が未だ続いているなんてあり得ない、自分がここで話をしているのが不思議でならない」と述べ、志賀原発の即時廃炉と一刻も早い結審を訴えた。原告側弁護団は従来どおり早期結審を求めたが、裁判長は、昨年7月に示した審理方針を変更する必要性は認めず。次回口頭弁論は12月23日。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日:2019年6月18日
- ◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求。
- ◇ 経過:今年9月29日の第7回口頭弁論では、和田美智子さんが意見陳述。NPOの一員として富山市郊外で農作業に取り組み、夏には福島の子どものための保養を受け入れている和田さんは、福島原発事故への反省がなく、株主への説明責任も果たさない北電取締役の姿勢を厳しく批判。

また岩淵弁護団長が、今回提出した第13準備書面「関電・中電との契約の終了」について要約陳述。志賀2号機は、建設前の1996年に関西電力・中部電力と交わされた契約によって、最大出力135.8万Kwの

約半分(60万Kw)を関電・中電に供給し、受電料金に加えて保守管理のコストの一部を負担してもらう「共同開発」の形態となっていた。この契約が今年3月で終了し、さらにそのことを今年の株主総会で株主から質問されたにもかかわらず、北電経営陣は一切答えることはなく、それが明らかにされたのは関電の株主総会でした。中電・関電の年間支払額は270億円程度と推定され、北電の経営(2020年経常利益は123億円)に重大な影響を及ぼすことは容易に想像できます。株主の利益に関わる重大な事項について何ら説明せず議決していることが明らかとなった。この件は、当初から過剰設備と指摘されていた2号機がやはり不要だということであらためて明らかにするものである。

次回第8回口頭弁論は12月13日、第9回口頭弁論は2022年3月16日の予定。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

- ◇ 係属裁判所:東京地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:日本原燃株式会社
- ◇ 提訴日:2020年3月9日
- ◇ 主な争点:① 原発は憲法違反である、② プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③ 使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④ 核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。
- ◇経過:6月17日の進行協議を経て、10月7日に第3回口頭弁論。弁護団より命をつなぐ権利について、地震(樋口理論)についての説明。

-福井県議会全員協議会でのやりとりから- レイアウトの都合で縮尺を変えて比較!?

半年ほど前のことで恐縮ですが、40年超原発の再稼働同意プロセスの一部となった今年4月19日の福井県議会全員協議会でのやりとりを再現します。質問者は細川かをり議員であり、回答者は関西電力原子力事業本部原子力技術部門原子力土木建築部長 小倉和巳氏です。

Q: 請願の中で例えば地震に関して、原発サイトの地下構造が大丈夫かというデータを出していただいたときに、新潟県の(東京電力)柏崎刈羽原発の敷地と大飯の原発の敷地(の地下構造)を比べる図を出してもらったときに、そちらから出たデータというか図なんですが、柏崎刈羽原発の方は1:1の縮尺で出てきたのに、大飯の原発の方は1:4とか(で出てきた)。いかにも安全であるかのように見えるように細工されて出てきたということに関して、(県民が)非常に不信に思うという記述がありました。過去に原発の事故でいうと生データを触るような操作というのが他のサイトでもいくつかありましたので、(先ほど)おっしゃった配管(の耐震性)は何ガルで大丈夫ですよと言われて、それを聞くと「ああ、そうか」と思うのですが、やはり現実に地下構造の図がこのように操作されて出されてきたということを聞きますと、関電さんがおっしゃるデータというものは、第三者の機関が妥当だということ判断することも大事なんじゃないかと思うのですけれども、社内だけで(検討して)出してきたデータというのではなくて、公平な第三者機関が妥当かどうかを確認することはされているのでしょうか。

A: 今、ご質問を頂きました地下構造の図ですけれども、柏崎刈羽の資料では縦横の縮尺が1:1で出されていたのに、当社の大飯の図では縦横比を縮めて出していたというのは、紙面に収める都合上そのようにしたということでございまして、必要に応じて原子力規制庁さんの審査の中におきましては、原縮尺の縦横1:1の図面等も用いてご説明をさせていただいているところでございまして、そのような図を見ても、地下構造に特に変なところは見当たらないということをご確認いただいております。以上です。

細川議員は明示していませんが、この質問は大津地裁で行なわれている大飯・高浜・美浜原発運転差止滋賀訴訟における準備書面によるやり取りに基づいたものです。この訴訟で、住民側は各原発敷地の地下構造を問題としており、その重要性の根拠として、東京電力

が、2007年中越沖地震で柏崎刈羽原発の解放基盤表面で基準地震動450ガルを大幅に超える1699ガルの地震動を記録したことの原因の一つとして、敷地地盤における褶曲(しゅうきょく)構造の存在を挙げていることを指摘しています。これに対して関西電力は、2019年5月28日付準備書面(44)でこれに反論し、柏崎刈羽原発敷地の反射法地震探査の結果は、「非常に大きく畝(うね)っており、顕著な褶曲構造を呈している」が大飯原発敷地の反射法地震探査の結果は、「地震動を顕著に増幅させ得るような畝りではない」と主張し、二つの図を並べて比較。その縦横比が柏崎刈羽原発のものは1対1なのに、大飯原発敷地のそれは1対4だったのです。つまり関西電力は、大飯原発敷地の地下褶曲構造の縮尺を横に4倍に伸ばすという操作を行い、大飯原発の地下構造に顕著なうねりはないように見せかけようとしたのです。

細川議員が明示せずとも、関電の小倉部長はこの質問が大津地裁での原発差止訴訟に関わっていることはすぐに察したはず(もしくは事前に知っていた可能性もある)。その上で、2つの原発サイトの地下構造の縦横縮尺が異なるのは「紙面に収める都合上」と回答したわけですが、小倉部長は「それはどういう場面でのことか」などと出典を問いたたすような確認はしません。藪蛇になるからです。この小倉部長の回答が虚偽でないならば、関電は「紙面に収める都合上」、縮尺を変えた地下構造図を比較して、大飯原発サイトでは東電の柏崎刈羽原発のような大きな揺れは起きないという主張を大津地裁の法廷でしたことになります！

福井県議会のサイトで、生の発言を確認できます！

<https://www.youtube.com/watch?v=zglG0dpq1cI>

[Editor's note] ▼9月26日、福井県会議員である辻一憲氏が逝去された。少し前の9月14日には、県議会本会議において原発事故時の「難病患者・要支援者」の避難について質問されていた。「避難弱者」に寄り添おうとするその姿勢を私たちは忘れない。(編集子)